様式第３号（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 旅館等事前審査申出書（宛先） 　　 年 月 日 滋賀県　　保健所長滋賀県旅館等指導要綱第４条の規定により、次のとおり届け出ます。 | 受　付　欄 |
|  |
| 申請者 | ふ り が な氏　　　 名 | 　　　　　　　年　　　月　　　日生 |
| 住 　　所 | 〒電話（　　　） － |
| ふりがな施設の名称 |  |
| 施設の所在地 | 〒 　　 電話（ ） － |
| 営業の種別 | □旅館・ホテル営業　　□簡易宿所営業　　□下宿営業 |
| 建築工事予定期間 | 年　 　月　 　日から　　年　 　月　 　日まで |
| 営業開始予定年月日 | 年　 　月　 　日 |
| 法第３条第２項各号に該当することの有無 | □ 有□ (1)精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者□ (2)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者□ (3)禁錮以上の刑に処せられ、または法もしくは法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなつた日から起算して３年を経過していない者□ (4)法第８条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して３年を経過していない者□ (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員または同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して５年を経過しない者（以下この様式において「暴力団員等」という。）□ (6)営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が(1)から(5)までのいずれかに該当する者□ (7)法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)から(5)までのいずれかに該当する者があるもの□ (8)暴力団員等がその事業活動を支配する者□ 無 |
| 法第３条第３項各号に該当することの有無(有の場合にあつては、施設の名称および敷地までの距離) | □ 有□ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学を除く。）および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この様式において「幼保連携型認定こども園」という。）□ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第１項に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）□ 社会教育法（昭和24年法律第207号）第２条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、法第３条第３項第１号および第２号に掲げる施設に類するものとして滋賀県旅館業法施行条例（平成16年滋賀県条例第３号）第２条第１項に規定するもの施設名称（　　　　　　　　　　　　　）、距離（　　　ｍ）□ 無 |
| 旅館業法施行条例別表第２第５項第１号に掲げる区域に該当することの有無(有の場合にあっては、当該施設の名称および敷地までの距離) | □有　 施設名称(　　　 　　　　　 　)、距離(　 　 m)□無 |
| 旅館業法施行条例別表第２第５項第２号の地域に該当することの有無 | □有　　　　　　　　　　□無 |
| 構造設備の概要 | 別紙のとおり |

注 １　次の書類を添付したものを、３部提出すること。

（１）　施設の付近の見取図（施設の位置、その敷地から100メートルおよび200メートルの距離を示す線ならびにその敷地からおおむね300メートルの区域内にある法第３条第３項各号および旅館業法施行条例別表第２第５項第１号に掲げる施設の位置および名称を記入したもの）

（２）　施設の配置図（敷地内の主な建築物、広告物等を記入したもの）

（３）　施設の構造設備を明らかにした図面（縮尺100分の１または200分の１の立面図および各階の平面図）

 （４） 法人にあつては、定款または寄付行為の写し

（５）　市町村の条例、指導要綱につきその手続きを完了したことを証する書類

（６）　建築の計画の公開を行ったときは、建築計画公開報告書および説明会の議事録

（７）　暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書（正本に１部添付）

（８）　その他保健所長が必要と認める書類

　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

 ３　申請者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地を記載すること。